就　業　規　約

公益社団法人　大館市シルバー人材センター

就 業 規 約

第１章　　総　　則

（目　　的）

第１条　この規約は、公益社団法人大館市シルバー人材センター（以下「センター」という）がその設立の目的を達成するため、正会員の就業に関する事項を定めるものである。

（努力義務）

第２条　センターは、相互共助団体であって、正会員はお互いの経験、能力及び人格を尊重し、努力し合って正会員自身の創意性を発揮しながら働く機会を拡げ、その健康と福祉を増進するとともにセンターの発展に寄与するものとする。

（処遇の平等原則）

第３条　センターは、正会員の信条、社会的身分、門地、性別、宗教などの理由でその就業などの面で差別的取扱をしない。

第２章　　就　　業

（仕事の割当て）

第４条　センターは、仕事の発注の都度正会員の希望を配慮しその合意の上予め就業時間、就業期間、仕事の内容その他を明示して割当てるものとする

（就業時間）

第５条　正会員の就業時間は、正会員の健康と福祉を配慮して１日８時間を上まわらないものとする。ただし、センターは、職務の性質、就業場所、季節などの事情によりその始業、終業時間、休憩時間、休日等の基準について別に定めることができる。この場合、労働基準法を尊重して定めるものとする。

（配分金）

第６条　正会員の就業にともなう配分金については、就業の都度、仕事の時間と内容等に見合って個別に提示し、原則として毎月末〆切、翌月末日支払いとする。その基準については、別に定めるところによる。

（就業上の注意事項）

第７条　正会員は、就業に当たり次の点に留意する。

（１）仕事中は、あらかじめ指名されたリーダーの指示に従って、お互いに仲よく協力して働くこと。

（２）やむを得ない事情で約束の仕事に従事できない場合は、事前に届け出ること。

（３）仕事上知り得た業務上の機密事項及び発注者（委託者）の不利益になることは他にもらさないこと。

（就業の終了）

第８条　正会員は、次の場合に該当するときは、その就業を終了する。ただし終業にあたり、センターは正会員に対して予告又は通告するものとする。

（１）死亡したとき。

（２）本人から就業を取りやめたいという申し立てのあったとき。

（３）就業の定められた期間が満了したとき。

（４）天災事変、その他やむを得ない事由によって仕事の継続が不可能とな

ったとき。
（５）本人の就業がその健康と福祉に反すると認められたとき。
（６）正会員として、センターの目的と名誉に反する行為がしばしばあるとき。

第３章　　安全・衛生

（健康管理）
第９条　センターは、正会員の就業にあたり、その安全、衛生の面で常に配慮し事故防止に努力するものとする。
第10条　会員は、常に健康の維持管理に努め、健康診断は進んで受けなければならない。
２　　健康診断の結果、特に必要がある場合、センターは正会員に対し就業を一定期間禁止するか、あるいは就業時間、職種の変更などをさせることがある。

附　則
１　この規約は、昭和５５年１２月１３日から施行する。
２　この規約の改廃は理事会において決定し、総会に報告するものとする。

改　正
１．平成６年３月３０日の理事会で第９条及び第１０条を改正し、平成７年４月１日から適用する。
２．平成１０年９月１４日の理事会で第６条の配分金の支払日を翌月の１５日支払いに改正し、１０月分の配分金（１１月１５日支払い）から適用する。
３．平成２４年４月２６日の理事会において、平成２４年４月１日の名称変更の移行登記により、社団法人を公益社団法人に改正する。
　また、第６条を改正し会員配分金の支払日を変更する。さらに、第４章（福利厚生措置）を削除し、同年４月１日に遡及して適用する。